

協 改正特商法、インボイスを解説

直 販 夏季コンプラセミナーを開催

一般社団法人全国直販流通協会(事務局東京都、亀岡一郎理事長)は7月13日、都内の会場で、夏季コンプライアンスセミナーを開催し、会員社20社、延べ30人の関係者が参加した。セミナーはオンラインでも併行して配信し、約200人が聴講した。弁護士の千原曜氏と小野沢庸氏の2人を迎え、改正特商法とインボイス制度の注意点を説明した。

第一部に登壇した千原弁護士は、改正特商法について、法定書面の電子交付の実務、電話勧誘販売規制などを解説した。

法定書面の電子化について千原弁護士は、「概要書面の電子化は導入する余地がある。一方で、契約書面については、承諾の書面を紙で交付する必要があるなど要件が多く、リスクが大きい」と話した。

第二部に登壇した小野沢弁護士は、公正取引委員会が23年5月に発表した文書「インボイス制度の実施に関連した注意事項について」

を踏まえ、インボイス制度と独占禁止法の関係について説明した。

小野沢弁護士は「インボイス発行事業者に登録していない会員に対し、一方的に取引価格を

引き下げを要請すれば、独禁法に抵触する可能性がある。公取委の調査時にも不利になるケースが多いとみられる」とした。

その上で「段階的な引

き下げであることを伝え、会社が置かれている状況への理解を求めていることが大切だ。文書や説明会で、お願いベースで通知し、検討を要請し

ていくことが必要になる」と話し、見本となる文面例を公開した。セミナーでは質問時間が設けられ、聴講者から多くの質問が寄せられた。



セミナー会場の様子



講演する千原曜弁護士